

苫小牧市強靱化計画（素案）概要について

1. 策定趣旨【P 2】

- 国において、平成 25 年（2013 年）12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行され、都道府県を含む全ての自治体が「国土強靱化地域計画」の策定を求められており、北海道においても平成 27 年（2015 年）3 月に「北海道強靱化計画」を策定しています。
- 大規模自然災害から市民の生命や財産を守り、本市の持続的な成長を実現するため、自然災害に対する脆弱性、いわゆる「弱点」を見つめ直し、強靱化を図る必要があります。本計画は、本市の強靱化に向けた取組を、総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

2. 苫小牧市地域防災計画との関係【P 3】

- 苫小牧市地域防災計画は、災害発生時や発生後の応急対策、復旧等に重点を置いているのに対し、本計画は、災害発生前の平時の備えを中心に、まちづくりの視点も併せた事前防災・減災に重きをおいた計画となります。

3. 計画の位置づけ【P 4】

- 国・北海道の強靱化計画と調和をとりつつ、本市の分野別計画との連携を図りながら、長期的な視点にたって取組を推進する計画となります。

4. 苫小牧市強靱化の目標【P 5】

- 国・北海道のそれぞれの目標を勘案しながら、以下の 3 つの目標を掲げています。
 - （1）大規模自然災害から市民の生命・財産と本市の社会経済システムを守る
 - （2）産業拠点都市としての視点から強靱化を図ることで国・北海道の経済成長に貢献する
 - （3）市の持続的成長を促進する

5. 本計画の対象とするリスク【P 6～7】

- 北海道強靱化計画の設定を踏まえ、「苫小牧市における自然災害リスク」と「市外における自然災害リスク」の2つのリスクに対して、6つの項目を設定しました。

- (1) 市における自然災害リスク（4つ）

- 「地震・津波」「火山噴火」「豪雨／暴風雨／高潮」「豪雪／暴風雪」

- (2) 市外における自然災害リスク（2つ）

- 「首都直下地震」「南海トラフ地震」

6. 脆弱性評価の考え方【P 8】

- 必要な施策の設定に向けては、大きく3つの段階に分けて検討を進めます。
 - (1) 「起きてはならない最悪の事態」いわゆるリスクシナリオを設定
 - (2) リスクシナリオに対する本市の脆弱性を分析・評価
 - (3) 脆弱性の評価ごとに、具体的に実施する取組を施策プログラム及び推進事業として設定

7. リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定【P 9】

- 前述の3段階の1段目にあたります。

国の基本計画等に設定されている「目標」などをもとに、「人命の保護」「救助・救急活動等の迅速な実施」など、脆弱性評価のための7つのカテゴリーと、20項目の「リスクシナリオ」を設定しました。

8. 脆弱性評価の結果、施策プログラム及び推進事業の策定【P 11～44】

- 3段階の2段目にあたります。

過去に発生した自然災害による被害状況等を踏まえ、「リスクシナリオ」の項目ごとに、本市における脆弱性（弱点）の分析と評価をしています。

9. 施策プログラムの策定及び推進事業の設定【P11~44】

- 3段階の3段目にあたります。

脆弱性評価の結果を踏まえ、必要な取組は何か、という部分を「リスクシナリオ」の項目ごとに、施策プログラムを策定し、その施策プログラムの推進に必要な事業を設定しています。

10. 計画の進捗管理【P45】

- 本計画につきましては、社会情勢の変化や国・道の強靱化計画と調和を図る必要があることから、計画の期間を令和7年度末までの5年間としています。
- また、本市の分野別計画については、それぞれの計画の改定時期に併せ、本計画との整合性を図ることを示しています。